

浪江町移住・定住PR動画作成業務プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本要項は、浪江町が実施する浪江町移住・定住PR動画作成業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浪江町移住・定住PR動画作成業務委託

(2) 業務の目的

浪江町へのUIターン等による移住を促進するため、本町が持つさまざまな魅力や町の復興状況等を移住検討者にアピールし、移住・定住を促進するためのPR用動画を作成することを目的とする。

(3) 委託期間

契約の日から令和4年2月28日まで

3 委託料の上限額

1,056 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際に制作する動画については、提案内容をそのまま採用するものではなく、別途町と詳細について協議したうえで内容を決定し制作することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6 応募資格

応募者又はその構成員となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

- (2) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
- ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 「令和 3・4 年度浪江町入札参加資格者名簿」に登録された者であること。
- (6) 公告日から過去 10 年間に於いて、本業務と同種のもを履行した実績を複数件有すること。

(次ページへ続く→)

7 プロポーザルの日程及び提出期限等

(1) スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	令和3年6月29日(火)から 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	令和3年7月6日(火)17時まで 必着 第1号様式を1部、事務局へ持参もしくは郵送にて提出すること。
質問書の提出	令和3年7月9日(金)17時まで 必着 第2号様式により、事務局へ持参もしくはFAXにて提出すること。 参加表明書を提出した者のみ質問することができる。 原則として、電話等口頭による質問は受け付けないので留意すること。
質問書への回答方法	令和3年7月13日(火)までに町ホームページへ掲載する。
申込み及び企画提案書の提出	令和3年7月15日(木)17時まで 必着 事務局に持参もしくは郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①応募申込書(第3号様式) ②誓約書(第4号様式) ③同種・類似業務の受託実績(任意様式) ④企画提案書(企画提案書作成要領による) ⑤見積書 【提出部数】 正本1部、副本6部 提出する際は、①～⑤の書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数提出すること。
一次審査結果の通知	令和3年7月28日(水)までにFAXにて通知し、後日郵送する。
二次審査日程通知	令和3年7月28日(水)までにFAXにて通知し、後日郵送する。 ※一次審査上位3者にのみ通知し、実施するものとする。
二次審査実施	令和3年8月4日(水)を予定。
二次審査結果通知	令和3年8月5日(木)を予定。
契約締結	令和3年8月末予定。

(2) 事務局(各種書類提出先)

浪江町 企画財政課 定住推進係

住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

電話 0240-23-5764

FAX 0240-34-4593

8 同種・類似業務の受託実績

- (1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
代表的な事業は、最大 3 件までとする。

※同種業務: 移住・定住PR動画

類似業務: 地域紹介PR動画

- (2) 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。

9 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「浪江町移住・定住PR動画作成業務仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

10 見積書の作成

- (1) 可能な限り詳細な内訳で、かつ内訳は税抜きで記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。

- (2) 件名は、「浪江町移住・定住PR動画作成業務委託」とすること。

- (3) 宛先は、「浪江町長 吉田 数博」とすること。

- (4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

11 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査（一次審査）を実施し、合計点数が高い上位 3 者についてプレゼンテーション審査（二次審査）を行い、一次審査及び二次審査の合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

ただし、最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により受託候補者を決定する。

また、応募者が 1 者だった場合は、獲得点数の合計が審査員配点合計の 6 割に満たないと受託候補者とししない。

(次ページへ続く→)

(2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、11-(4)-アの審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位3事業者を選定する。

(3) 二次審査

ア 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。ただし、企画提案書及び「同種・類似業務の受託実績」に記載した映像(ダイジェスト版など)については、町で用意したプロジェクターにて投影することができる。

イ 出席者は1事業者につき3名以内とする。

ウ 1事業者の持ち時間は30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。

エ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 審査基準及び配点

ア 一次審査

審査項目	詳細	配点
業務内容 (配点 70 点)	提案された企画が本町の魅力を移住検討者に効果的に伝える内容となっているか。	15 点
	移住・定住に関する知識を有し、適切に反映されているか。	15 点
	移住検討者に浪江町の暮らしの良さがより伝わる工夫がなされているか。	15 点
	適切な構成がなされており、そのバランスは適切か。	10 点
	目的の達成につながる効果的な独自提案がなされているか。	15 点
業務遂行能力 (配点 20 点)	企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。	10 点
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	10 点
業務に要する経費 (配点 10 点)	企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	10 点
合計		100 点

イ 二次審査

審査項目	詳細	配点
説明の明確さ (配点 20 点)	説明内容が企画提案書の内容をよく補完していたか。	10 点
	説明はわかりやすい表現となっていたか。	10 点
取組姿勢と対応力 (配点 20 点)	取組意欲が強く感じられたか。	10 点
	質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。	10 点
合計		40 点

(5) 受託候補者の選定

- ア 一次審査及び二次審査の総合評価により審査し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。
- イ 8月4日(水)の決定を予定しているが、委員の日程や応募数などにより変更となる場合がある。

(6) 審査結果

- ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。
- イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。
なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。
- ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法又は記載方法等が、本要項等で定める内容に適合しない者。
- (2) 「6 応募資格」に定める要件に合致しない者。
- (3) その他本要項等で定める手続きや方法等を遵守しない者。

13 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

14 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、企画立案、映像制作に要する経費及び消耗品等、納入までの一切の経費を含む。

- (4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権(以下、「著作権等」という。)は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、町に帰属することとする。
- (5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。